

美幌町議会運営委員会事務調査報告書

令和5年第3回美幌町議会臨時会において承認された事件について、調査の結果を美幌町議会会議規則第77条の規定により、次のとおり報告します。

令和6年11月25日

美幌町議会運営委員会
委員長 上杉晃央

美幌町議会議長 戸澤義典様

記

1 事 件 名

議会の運営に関する事項について
議長の諮問に関する事項について

2 調 査 の 経 過

令和5年 6月13日、 6月27日、 7月11日、 9月25日、
10月31日、 11月13日、 12月 5日、 12月13日、
12月19日

令和6年 1月11日、 1月29日、 2月22日、 2月27日、
3月26日、 4月 9日、 4月23日、 5月14日、
6月25日、 7月 9日、 7月23日、 8月13日、
8月27日、 9月17日、 10月15日、 10月22日、
11月12日、 11月25日

3 調 査 の 結 果

地方分権改革が進み、自治体の自己決定権の拡大により、議会としても行政のチェック機能をより強化することが求められている。具体的には、議会から積極的に「議会の役割」などの情報発信、住民の議会への参画による「開かれた議会」、議会本来の機能を発揮するため「議会の活性化」などを目指すことが急務と言える。

第19次の議会改革・活性化調査研究特別委員会で継続調査となった「議会モニター制度」をはじめ、議長から諮問された「議員の学校」、議会運営委員から提案された「議会カフェ」などの諸課題を前進させるため道内先進地視察を行い委員会として意見の集約をみたので、ここに報告する。

(1) 議会モニター制度について

清水町議会は、平成28年6月に「議会活性化特別委員会」を設置し「議会サポーター制度・モニター制度の導入」を調査・検討した。その結果、町民の声を議会運営

に反映させることを目的に、10名程度の人数で議会モニターの導入を決定し「議会モニター設置要綱」を制定して令和元年度から実施している。

モニターの資格は、

- ①年齢18歳以上の町民で、かつ町議会議員または町職員でないこと
 - ②町議会のしくみ及び運営に関心があること
 - ③町政及び地域社会の発展に関心があること
- となっている。

モニターの職務は、

- ①会議を傍聴し、会議の運営に関する意見の提出
- ②議会だより及び議会ホームページに関する意見の提出
- ③議長が依頼した議会の運営に関する調査事項への回答
- ④議員と年1回以上の意見交換
- ⑤議会モニター会議への出席

と定められており、議員と年1回以上の意見交換と議会モニター会議は同日に開催している。

モニター会議は議会運営委員会で対応しているが、議会広報広聴常任委員（議会運営委員と兼務していない）は毎回傍聴をしている。これまで5年間で6回開催している。

モニター会議の開催前には、

- ①議会傍聴で感じたこと
- ②議会ホームページやインターネットの中継を見て感じたこと
- ③議会広報を読んで感じたこと
- ④議会の進行でよくわからないこと及び疑問を感じる事
- ⑤その他の意見

を事前に提出願い、会議当日にモニターと意見交換を実施している。なお、議会運営に役立つことはできるだけ反映・改善している。（議会だよりにQRコードの活用、議会ホームページにモニターページの開設など）

令和6年2月のモニター会議では、延べ35件の意見が出され、議会運営委員会で協議、回答している。

モニターは無償であるが、現在町内で使用できる商品券5千円分を謝礼として贈呈している。

導入から3期目（1期2年）を迎え、令和4年度まで年1回の開催、令和5年度より年2回開催しており、現在7名のうち5名が継続して活動し、モニターの意見をタイムリーに議会運営に反映させる「気づき」に結び付いている。

モニターと議論できるので、意見の背景や真意をくみ取ることができ、議会として納得して改善などに取り組んでいるが、モニターは再任者が多く、年齢が高いため、若年世代への委嘱が課題である。

栗山町議会は、平成18年5月議会運営の最高規範である「栗山町議会基本条例」を日本の議会で初めて制定し、議員が入れ替わっても議会運営の基本が変わらないよう条例制定について全議員で議論を重ねた。条例の中に町民から議会運営に関する提

言を聴取するため、平成20年4月に「議会モニター」を設置した。

モニターの資格は、

- ①満18歳以上の町民で、公務員、議会議員または各種行政委員でないこと
 - ②町議会のしくみ及び運営に関心があること
 - ③町政及び地域社会の発展に関心があること
- となっている。

モニターの職務は、

- ①会議を傍聴し、会議の運営に関する意見を提出
 - ②議会だより、ホームページに関する意見を提出
 - ③議長が依頼した議会運営に関する調査事項への回答
 - ④議員と1年に1回以上意見交換
 - ⑤政務活動費の使途に関すること
 - ⑥その他議長が必要と認めたこと
- と定められている。

モニターは、募集要項を見て応募したり、議員からの声かけで参加している。平成21年から定数10人でスタートし、平成29年には15人に増員、令和元年には20人に増員し、これまで8人から最大18人が応募した。令和6年7月現在、男性10人、女性7人が活動中で、そのうち継続者は10人となっている。モニターから議員に立候補する者もいて、なり手不足の補完、議員予備軍にもなっており、議会に関心を持つ方が増えている。

モニター会議では、議員定数、政務活動費の増額、議会基本条例の見直し、議会の広報・広聴、議会報告会、議員のなり手問題（議員の学校）などの意見交換を実施している。カフェ方式やワークショップなど新年度予算の説明、決算終了後にもモニター会議を開催し、モニターアンケートとして、議会だよりを毎回ページ毎にABC3段階の評価を実施している。

令和2年から町内でのみ使用できる商品券3千円分を謝金として贈呈している。

なお、議会モニターとは別に、平成21年4月から議会及び事務局の政策形成、立案機能を高めることを目的に議会サポーター制度を導入しており、大学教授3名、地方自治研究員、元栗山町議会事務局長の計5名の有識者に相談・助言を受けているとのことであった。

町民の意見や要望、提言など議会運営に反映させる手法として、町政や議会活動に興味や関心のある方がモニターに応募されると、多様な意見が議会運営に反映できることからモニター制度の有用性は高いと考える。視察先ではなり手不足の補完、議会運営、定数・報酬問題、議会広報・広聴の諸課題に関するモニター意見の反映などの成果を得ている一方で、モニターの確保に難しさがあり、新規モニターの応募が少なく、継続者が多いなどの課題が見受けられた。

視察調査で明らかになった成果や課題及び議会広報検討委員会の検討事項を踏まえ、町民目線に立った議会活動の充実を目指し、「議会モニター制度」の導入に向けた検討を進めたい。

(2) 議会カフェについて

鹿追町議会は「住民参加型の開かれた、親しまれるわかりやすい議会」を目指し、平成22年3月に鹿追町議会基本条例を制定した。条例に「まちなか会議」を設置し、町民と議員が町政全般にわたり懇談や意見交換などの機会を積極的に持つため、広聴活動の充実の義務化を規定した。

「まちなか会議」の一環として、定例会ごとに年4回の「議会報告会」を開催しているが、参加者が少なく固定化した。令和元年7月から気軽に参加でき、小さな声を拾い上げることを目的に、少人数の議員が円卓方式で「カフェでひとこと」を開催している。町の国際交流センター平成館を活用したことで施設の利用促進に結び付く効果に繋がっている。

カフェは、定例会開催月の翌々月20日以降の最初の火曜日11時から12時30分に平成館で開催し、各回担当2名を決め、議長はオブザーバーとして出席している。自由な意見や要望を気軽に話し合える場にするため、少人数でコーヒーを飲みながら話し合うスタイルで、令和元年以降14回延べ72人が参加している。

周知方法は、ホームページ、ポスター、議会広報紙、防災無線放送、お知らせアプリ「ミジカ」で行っている。

担当議員の分担は、議長を除く広報広聴常任委員会10人で構成し、広報部会と広聴部会（各5人）で担当している。広報部会は議会だより（年4回・ミニ版年4回）の編集・発行を、広聴部会はまちなか会議（議会報告会・カフェでひとこと）をそれぞれ担当し、カフェでひとことは広報部会5人の中から2人が交代で担当している。参加者から少人数での対応を希望され、事務局は同行していない。

意見交換のテーマは設けず、意見などの要点を担当議員がまとめ、回答できないものは持ち帰り、担当課に確認するなど議会運営委員会で整理後、所管委員会に割り振って現地調査などを実施している。カフェを開催した後、議会傍聴者数に大きな変化はないが、まちなか会議に対する関心が高まり、定着するよう継続して開催することであった。

町民の声を広く集めるため、議員と町民が気軽に話し合う場（機会）を創出する「議会カフェ」は、生活や暮らしの中での課題を把握する上で大変有効な取組である。

令和6年6月及び11月に試行的に開催した美幌町議会の「議員カフェ」には延べ50名の町民が訪れ、まちづくりに関する様々な意見や要望をお聴きする貴重な機会となったところである。

今後、具体的な検証作業を進めることになるが、効果的かつ継続的な制度となるよう本格実施に向けてさらに議論を進めたい。

(3) 議員の学校について

栗山町議会は、平成27年及び平成31年の二度にわたり無投票で町議会議員選挙が無かったことから、令和元年6月にて栗山町議会議員の報酬と定数に関する調査特別委員会において「報酬と定数を考える小委員会」と「なり手問題を考える小委員会」を設置した。

調査特別委員会では、議会サポーター会議の有識者や議会モニターからの意見聴取、

団体との会議やパブリックコメントを実施し、「なり手問題を考える小委員会」で、広報活動の強化、若者・女性などを対象に出前講座、議員後継者育成の議員アカデミー講座など議員を輩出する地域の維持や醸成づくりが検討された。

4年で延べ29回の調査特別委員会で議論を重ね、結論として、報酬は現状維持、定数は令和5年4月選挙より12名から11名の1名減とし、なり手不足では議員の養成講座「議員の学校」を開講することとした。

「議員の学校」の目的は、後継者育成として議会や議員、町政に関心や志のある町民などを発掘、育成し、なり手不足の課題の解決に向けた一助として取り組むものである。カリキュラムは、1時間目は議会の基本や議会と議員の役割、2時間目は議員に聞いてみよう議員活動の実際、3時間目から5時間目は議会運営委員会、一般質問編、予算審査特別委員会の審議を傍聴、6時間目は模擬議会を実施している。

学校運営の体制を基本に、参加者を生徒、議長を校長、副議長を教頭、議会改革推進会議の座長を担任教諭、他に議員を先生とした。

町議会議員選挙の立候補者は14名、定数11名を争う12年ぶりの選挙となり、「議員の学校」受講者は19名のうち3名が立候補し、全員当選された。

栗山町議会の視察調査では、受講者の一部（3名）が立候補した事実を確認し、議員のなり手不足の対策として有効であることを認識したところである。

しかしながら、カリキュラムや資料の作成、指導者の確保など学校運営にあたっての様々な課題があることから、引き続き検討を重ねる必要があると考えている。

なお、議員のなり手確保に向けては、「議員の学校」をはじめ議員報酬の見直しや社会保障制度の充実など議員の待遇改善を含めた包括的な議論を重ねる中で「議員の学校」の実施の可否を判断すべきである。